株主各位

北九州市門司区港町6番7号 本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

山九株式会社

代表取締役 中村公大

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご 出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、平成29年6月27日(火曜日)午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成29年6月28日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号 当社会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 (1) 第108期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人およ び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第108期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

以上

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。

[◎] 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.sankyu.co.jp)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

Ⅰ. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、年度の前半こそ力強さに欠ける基調で推移したものの、夏場以降は緩やかな回復基調に転じました。国内でも、個人消費の回復の鈍さは継続していますが、海外経済の回復基調を受け、輸出・設備投資を中心に景気持ち直しの動きが広がりました。

このような経済情勢の下、当社グループの物流事業分野では、労働力確保に 伴う人件費上昇はあるものの、ここ数年の収益力回復の取り組みが徐々に成果 を創出しつつあります。一方、機工事業分野では、国内外での領域の拡大と動 員力の増強、施工・管理体制の整備に尽力して参りました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、5,100億27百万円と前期比4.2%の増収となりました。また、利益面においては、営業利益が270億86百万円と11.4%の増益となり、外貨換算差益等の計上により経常利益は280億66百万円と35.5%、親会社株主に帰属する当期純利益は182億8百万円と41.0%の増益となりました。

当連結会計年度のセグメントごとの業績は次のとおりであります。

a. 物流事業

国内外の構内作業において、単価ダウンや設備休止、操業度の低下等があったことに加え、海外の国際物流における設備関連輸送や輸出入取扱いが総じて低調に推移する等のマイナス影響がありました。一方、港湾事業においては、国内でのコンテナ取扱量が年間を通じて好調に推移し、これに伴う倉庫作業や輸出付帯作業の増加や3PL事業で新規に開始した店舗向け配送作業等の作業量増加もあり、全体では増収増益となりました。

売上高は2,598億94百万円と前期比1.1%の増収、セグメント利益(営業利益)は75億57百万円と前期比13.5%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は51.0%であります。

b. 機工事業

設備工事関連では、国内外でお客様の工事額査定の厳格化はあるものの、全体ではほぼ前年並みとなりました。今年度は、国内における石油・石化構内設備のSDM(大型定期修理工事)がメジャー年であったことによる保全工事量の増加に加え、前年度末に完全子会社化した山九重機工株式会社の収益寄与もあり、機工事業全体で増収増益となりました。

売上高は2,258億57百万円と前期比7.9%の増収、セグメント利益(営業利益)は182億14百万円と前期比14.6%の増益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は44.3%であります。

c. その他

SDMメジャー年による保全工事量の増加に伴い、機材賃貸の増加により 増収となりましたが、戦略機材への代替投資による減価償却費の増加等もあ り、減益となりました。

売上高は242億76百万円と前期比5.3%の増収、セグメント利益(営業利益)は10億61百万円と前期比28.1%の減益となりました。

なお、当連結会計年度の売上高に占める割合は4.7%であります。

2. 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度は、物流事業では車両運搬具等の新規投資をしております。機工事業におきましては、成長戦略に沿った大型重機の増強が主な内容であり、総額で118億39百万円の設備投資を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、長・短借入金などによって賄っております。

4. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 105 期 (平成25年度)	第 106 期 (平成26年度)	第 107 期 (平成27年度)	第 108 期 (平成28年度) (当 期)
売 上 高 (百万円)	434, 445	481, 291	489, 441	510, 027
経常利益 (百万円)	15, 094	21, 459	20, 706	28, 066
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	9, 153	11, 750	12, 911	18, 208
1株当たり当期純利益 (円)	30. 40	39. 03	42. 88	60. 17
総 資 産 (百万円)	343, 421	375, 184	371, 243	383, 448
純 資 産 (百万円)	133, 143	145, 383	147, 756	162, 881

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 105 期 (平成25年度)	第 106 期 (平成26年度)	第 107 期 (平成27年度)	第 108 期 (平成28年度) (当 期)
売上高(百万円)	315, 883	346, 094	343, 449	371, 062
経常利益	11, 376	17, 617	16, 065	18, 880
当期純利益 (百万円)	7, 621	10, 956	10, 074	13, 133
1株当たり当期純利益 (円)	25. 26	36. 32	33. 38	43. 14
総 資 産 (百万円)	270, 516	281, 298	294, 439	306, 926
純 資 産 (百万円)	88, 488	94, 587	100, 744	111, 264

5. 企業集団が対処すべき課題

企業を取巻く経営環境は、国内における少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や国内需要の縮小、海外においては新興国・資源国の成長鈍化や、政治的・地政学的リスクなど、国内外共に先行きは依然として不透明な状況にあります。当社グループにおいては、これらの状況を踏まえ、更なる競争力強化のために「筋肉質な収益体質を構築すること」、またお客様のグローバルサプライチェーンに貢献するために一層の「グローバル化を推進すること」を中長期的な課題と捉えております。それらの課題に対応すべく、2018年3月期を最終年度とする現中期経営計画を1年間前倒しで終了し、新たな「中期経営計画2020」(2017~2020)を策定しました。その中で、以下の4点に重点を置き「将来にわたってお客様から選ばれる企業であり続ける」ための諸施策を強力に推進してまいります。

① 収益性向上

国内外の各部門において費目別の原価率管理を徹底すること、また、新工法の開発や省人化・機械化等による生産性向上を図ることにより、マーケットにおいて「勝てる原価作り」を推進してまいります。構内作業に代表されるように、いつもお客様のそばに寄り添って事業を営んでいる強みを活かし、お客様のニーズを見極め、適正な価格でご満足いただけるサービスを提供してまいります。

物流事業における国内外の倉庫や、機工事業における大型クレーン、ユニットドーリなど、戦略的に行っている設備投資に関しては、その機能を十分に活かした高付加価値なサービスを提供することで、投資の早期回収を図っていくと共に、不採算作業の高収益作業への転換・切替えを推進し、グループ全体で収益性の向上に努めてまいります。

② 人財強化

当社グループが提供している物流事業、機工事業のサービスは、「人」が生み出す力であり、人財の確保・育成は最も重要な課題と認識しております。日本国内においては、既に人手不足の問題が顕在化しており、当社グループ全体で計画的に必要な人財を採用し、その教育に力を注いでまいります。これまで脈々と培ってきた技術・技能・ノウハウを伝承し現場力を強化することで、更に高品質なサービスを提供してまいります。

特に機工事業の工事やメンテナンスにおいては、必要なときに必要な人財を組織的に供給することができる「動員力」が当社グループの強みであり、関係会社を含めた当社グループと、各事業における協力会社との連携をより強固なものとし、全国において要員の流動化を図りながら、動員力の維持・拡大に努めてまいります。また海外においては、各地域におけるパートナーを選定し、戦略的提携・協業、資本提携を含めた選択肢の中で基盤の強化を図り、グローバルな動員体制を整えてまいります。

③ 事業拡大

長期ビジョンにおいてコア事業に掲げている、「プラント・エンジニアリング(機工)」、「オペレーション・サポート(工場構内サービス)」、「ロジスティクス(物流)」、3事業がそれぞれが強みを磨くと共に各事業が連携し、工場建設から構内における操業・メンテナンス、原材料や製品の物流まで、ワンストップのサービスを提供することができる「山九のユニーク」を武器として新しい事業領域にも進出し、グローバルに事業を拡大していくことを目指しております。

プラント・エンジニアリング事業においては、EPCに重量物輸送のT(Transport)を加えた独自のEPTCビジネスモデルを武器に、お客様のFS(事業性検証)段階から参画することにより海外プロジェクト案件を確実に獲得してまいります。メンテナンスにおいては、3 PM(一括メンテナンス)のサービスを更に進化させ、お客様の上流工程に対応できる技術力を磨き、海外メジャーのお客様への参入を目指してまいります。また、鉄鋼・化学業界に次ぐ第3の柱として、電力・エネルギー業界へ注力してまいります。

オペレーション・サポート事業においては、お客様のアウトソーシングニーズが一段と高まる中、操業・物流ならびに設備保全の作業全般について、計画的に要員を確保した上で教育のための拠点を整備し、お客様の要求に応えることのできる体制を構築してまいります。国内の各製鉄所におけるコークス炉更新工事については、「コークス炉の山九」としての地位を確立し、シリーズでの継続受注を目指してまいります。また、海外において需要が高まっている化学プラントのメンテナンスについては、日本で培ったノウハウを海外に展開できるよう、日本と海外現地法人の連携を強化し海外での事業拡大を図ってまいります。

ロジスティクス事業においては、自由貿易の拡大に対応すべく、グローバルネットワークを活かしたフォワーディング事業の更なる拡大に注力し、日本と各現地法人において確実に輸出入作業を獲得することで国際物流事業を拡大してまいります。物流システムを基盤とした合理化・省力化を推進し、組織的な営業活動を強化することで、お客様のグローバルサプライチェーンマネージメントに貢献するための積極的な提案営業を行ってまいります。

④ 基盤強化

当社グループのすべての事業の基盤となる、「安全・品質・コンプライアンス」文化の浸透を図ってまいります。グローバルに事業が拡大する中で、山九品質を世界に浸透させると共に、グループガバナンス体制を強化し、グローバルなリスク管理を徹底してまいります。

「中期経営計画2020」においては、指標として「営業利益率5.0%以上」「D/Eレシオ0.6以下」の維持を掲げ、筋肉質な収益体質を構築し持続的な成長を図るとともに、安定した財務体質を維持してまいります。なお、ROEについても引き続き重視した経営をしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
山九プラントテクノ株式会社(東京都)	百万円 450	100	機器据付業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東京(東京都)	99	100	運輸業
株式会社スリーエス・サンキュウ(東京都)	97	100	運輸・倉庫業
株式会社サンキュウシッピング(東京都)	70	100	海運代理店業
サンキュウビジネスサービス株式会社 (東京都)	30	100	人材サービス業
株式会社サンキュウ・トランスポート・東日本(千葉県)	99	100	運輸業
山九東日本サービス株式会社(千葉県)	46	97	人材サービス業
日本工業検査株式会社(神奈川県)	90	100	非破壊検査業
株式会社山九海陸(神奈川県)	51	91	港湾運送業
株式会社サンキュウ・トランスポート・中国(山口県)	50	100	運輸業
中国ビジネスサービス株式会社(山口県)	10	100	人材サービス業
株式会社インフォセンス(福岡県)	100	100	情報サービス業
Sankyu Southeast Asia Holdings Pte.Ltd. (シンガポール)	百万シンガ ポールドル 63. 2	100	地域統括
P.T.Sankyu Indonesia International (イ ン ド ネ シ ア)	53.2 百万USドル 3.8	63	運輸・機器据付業
Sankyu(Singapore)Pte.Ltd. (シンガポール)	百万シンガ ポールドル 5.0	100	運輸·倉庫·機器据付業
Sankyu(Malaysia)Sdn.Bhd. (マレーシア)	百万マレーシア リンギット 8.0	100	運輸·倉庫·機器据付業
Sankyu—Thai Co.,Ltd. (タイ)	百万タイバーツ 32.0	55	運輸・機器据付業
Sankyu Laem Chabang(Thailand)Co.,Ltd. (タイ))	百万タイバーツ 140.0	98	運輸・倉庫業
Sankyu Saudi Arabia Co. (サウジアラビア)	百万リヤル 3.0	80	運輸・機器据付業
Sankyu ARCC Saudi Co. (サウジアラビア)	百万リヤル 7.5	51	修理保全業
山九東源国際(香港)有限公司 (中国)	百万HKドル 32.0	99	運輸・倉庫業
北京山九物流有限公司	百万USドル 7.0	100	運輸・倉庫業
上海経貿山九儲運有限公司 (中国)	百万USドル 4.7	90	運輸·倉庫·機器据付業
広州山九物流有限公司 (中 国)	百万人民元 16.0	99	運輸・倉庫業
S a n k y u S / A (ブラジル)	百万ブラジル レアル 8.3	97	運輸・機器据付業

7. 主要な事業内容

山九グループは、「産業界を支える総合サービス業」として、次の事業を行っており、国内および海外において幅広く一貫責任体制のもとに業務を実施しております。

荷主または船舶運送事業者の委託により、港湾における船舶の貨 物流事業 物荷卸し・積込み、本船内での荷繰り業務等の実施、貨物の上 屋・倉庫の保管・入出庫業務、輸出入貨物の乙仲・通関および船 港湾物流 舶代理店業務、国際複合輸送を実施。併せて、引越・一般貨物の 一般物流 自動車輸送ならびに廃棄物等の特殊輸送を実施しております。 国際物流 また、お客様の工場構内における原材料および製品の輸送、製品 、構 内 物 流 の梱包・倉庫保管・出荷等の構内物流業務を実施しております。 機工事業 製鉄機械、石油化学および電力関連装置、橋梁・産業機械、環境 整備設備等の機器製作・据付、配管工事ならびにこれら装置類の 設備工事 管理から検査、補修までを行うメンテナンス業務の実施と併せ、 重量機工 装置類据付に伴う十木基礎工事、建屋建築工事等も実施しており T. ます。 メンテナンス また、モジュールプラント等の重量物輸送を実施しております。 設備土建」 そ の 他 上記2事業以外に、土木・建築工事、機材賃貸および不動産取引 等の業務を実施しております。 一十十十建築 また、情報システム、人材派遣、保険代理店等のサービス業を実 不 動 産 施しております。 \mathcal{O} 他

8. 主要な営業所および事業所

本 店 福岡県北九州市門司区港町6番7号 本社事務所 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

ロジスティクス・ソリューション事業本部

企画部 (東京都)、営業部 (東京都)、3 P L 営業部 (東京都)

国際・港運事業部

港運部 (東京都)、国際物流推進部 (東京都)

3 P L 事業部

3 P L 業務部 (東京都)、陸運・エコビジネス部 (東京都)

中国・東アジア事業部

中国・東アジア事業推進部(東京都)

ビジネス・ソリューション事業本部

企画部(東京都)、鉄鋼メンテナンス部(東京都)、

コークス炉プロジェクト部 (千葉県)、鉄鋼第一部 (東京都)、

鉄鋼第二部 (東京都)、化学営業部 (東京都)、化学事業推進部 (東京都)

プラント・エンジニアリング事業本部

企画部 (東京都)、営業部 (東京都)

プロジェクト事業部

海外プラント輸送部(東京都)、海外プロジェクト部(東京都)、 海外エンジニアリング部(東京都)

プラント事業部

プラント事業統括部(福岡県)、設計部(福岡県)、重量機工部(福岡県)、 プラント工事部(福岡県)、製造・調達部(福岡県)、設備土建部(福岡県)、 機材部(福岡県)

メンテナンス事業部

メンテナンス事業統括部(東京都)、メンテナンス技術部(千葉県)

技術・開発本部

技術·開発部 (東京都)、品質保証部 (福岡県)、IT企画部 (東京都)

東日本エリア

東日本エリア統括部(千葉県)、君津支店(千葉県)、 設備エンジニアリングセンター(千葉県)、千葉支店(千葉県)、 苫小牧支店(北海道)、鹿島支店(茨城県)、鹿島鉄鋼支店(茨城県)、 南関東支店(神奈川県)

首都圏エリア

首都圏エリア統括部(東京都)、北関東支店(埼玉県)、東北支店(宮城県)、 東京支店(東京都)、横浜支店(神奈川県)、首都圏DC支店(神奈川県) 中部エリア

中部エリア統括部 (愛知県)、静岡支店 (静岡県)、東海支店 (愛知県)、知多支店 (愛知県)、名古屋支店 (愛知県)、四日市支店 (三重県)、三重支店 (三重県)

関西エリア

関西エリア統括部(大阪府)、関西エリア開発営業部(大阪府)、 泉北支店(大阪府)、北陸支店(富山県)、和歌山支店(和歌山県)、 大阪鉄鋼支店(大阪府)、大阪支店(大阪府)、神戸支店(兵庫県)、 兵庫支店(兵庫県)、京滋支店(滋賀県)

中・四国エリア

中・四国エリア統括部 (広島県)、岡山支店 (岡山県)、四国支店 (愛媛県)、 東中国支店 (広島県)、呉支店 (広島県)、広島支店 (広島県)、 岩国支店 (山口県)、光支店 (山口県)、周南支店 (山口県)

九州エリア

九州エリア統括部(福岡県)、九州エリア開発営業部(福岡県)、 八幡支店(福岡県)、北九州支店(福岡県)、 門司支店(福岡県)、 若松支店(福岡県)、福岡支店(福岡県)、大分支店(大分県)、 大分東支店(大分県)、宮崎支店(宮崎県)

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
31,595名	669名増

(注) 従業員数は、山九グループからグループ外への出向者(96名)を除き、グループ外から山九グループへの出向者(80名)を含む就業人員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
11,417名	266名増	40.1歳	14.3年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員で記載しております。
 - 2. 従業員数は、当社から他社への出向者 (1,137名) を除き、他社から当社への出向者 (252名) を含む就業人員であります。

10. 主要な借入先

	1	借	入	先	1			借入金残高
								百万円
株 式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	10, 644
三菱	U F	J 信	託	銀行	株	式 会	社	5, 671
株式	会 社	三 菱	東	京 U	F	J 銀	行	3, 194
株式	会	社 3	Ξ ‡	‡ 住	友	銀	行	754
みず	ほり	信 託	銀	行 棋	左 才	、 会	社	550

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 株式数

発行可能株式総数

1,000,000,000株

発行済株式の総数

326,078,030株

(自己株式21,646,393株を含む。)

(注) 当期における自己株式の取得、処分につきましては次のとおりです。

①単元未満株式の買取りにより取得した株式

普通株式

43,116株

②単元未満株式の買増しにより処分した株式

取得価額の総額 普通株式 28,450千円

日地位

200株 110千円

処分価額の総額

110 | | 1

2. 株主数

12,533名

3. 大株主の状況

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25, 141	8. 26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18, 551	6. 09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	14, 048	4. 61
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.380578	11, 961	3. 93
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	10, 080	3. 31
公益財団法人ニビキ育英会	9, 800	3. 22
JP MORGAN CHASE BANK 380684	8, 325	2. 73
株式会社みずほ銀行	8, 310	2. 73
山 九 従 業 員 持 株 会	7, 198	2. 36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	7, 065	2. 32

- (注) 1. 自己株式は、上記大株主から除いております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏		4	Ż	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	中	村	公	_	CEO
代表取締役社長	中	村	公	大	C00
代表取締役副社長	平	栗	直	樹	
代表取締役副社長	吾	郷	康	人	CTO兼技術・開発本部長
代表取締役専務取締役	美	好	秀	樹	事業・エリア管掌兼エリア統括兼 安全・環境統括
代表取締役専務取締役	小	Ш		隆	管理管掌
取締役兼常務執行役員	中	里	康	男	財務担当 CFO
取締役兼常務執行役員	池	上	僚	_	ビジネス・ソリューション事業 本部長
取締役兼常務執行役員	細	井	研	\equiv	人事・労政担当
取締役兼常務執行役員	米	子	哲	朗	ロジスティクス・ソリューション 事業本部長
取締役兼常務執行役員	井	上	正	夫	プラント・エンジニアリング事業 本部長
取締役兼執行役員	結	城	俊	雄	経営企画担当
社 外 取 締 役	畄	橋	輝	和	
社 外 取 締 役	堀		啓_	二郎	
常勤監査役	島	田	正	彦	
常 勤 監 査 役	和	知	啓	彦	
常勤監査役(社外監査役)	武	田	敬-	一郎	
社 外 監 査 役	小	Ш	憲	久	弁護士

- (注) 1. 平成28年6月28日開催の第107回定時株主総会において、井上正夫、結城俊雄の両氏が取締役に、和知啓彦氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 - 2. 平成28年6月28日開催の第107回定時株主総会の終結の時をもって、野田秀 臣氏は辞任により監査役を退任いたしました。
 - 3. 取締役岡橋輝和、堀 啓二郎の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取 締役であります。
 - 4. 監査役武田敬一郎、小川憲久の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外 監査役であります。
 - 5. 取締役岡橋輝和氏および堀 啓二郎氏、監査役武田敬一郎氏および小川憲久 氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所が一般株主保護のため確保する ことを義務づけている独立役員であります。
 - 6. 常勤監査役和知啓彦氏は、当社財務部門において長年の経験を有し、財務 および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 7. 常勤監査役(社外監査役)武田敬一郎氏は、金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 8. 当事業年度末後の取締役の異動 平成29年4月1日付をもって、取締役の地位および担当の一部が変更され、 次のとおりとなりました。

	地 位		E	£	彳	<u> </u>	担	当
取締役	t兼常務執行	亍役員	米	子	哲	朗	人事・労政担当	
取	締	役	平	栗	直	樹	社長付	
取	締	役	細	井	研	$\vec{-}$	社長付	

2. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 14名 857,400千円 (うち社外2名 22,400千円) 監査役 5名 110,600千円 (うち社外2名 47,400千円)

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度中に退任した監査役1名に支給した報酬が含ま
 - 2. 報酬等の額には、役員賞与総額326,000千円 (うち取締役賞与14名総額 299,400千円、監査役賞与4名総額26,600千円) が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における活動状況

れております。

区 分			Þ	ŧ	名	7	主な活動状況		
社	外	取	締	役	岡	橋	輝	和	当事業年度開催の取締役会14回の うち14回(100%)出席し、企業 経営者としての専門的見地からの 発言を行いました。
江	21	дх	中小	17	堀		啓_	息	当事業年度開催の取締役会14回の うち14回(100%)出席し、企業 経営者としての専門的見地からの 発言を行いました。
社	外	監	杳	役	武	田	敬-	一良ß	当事業年度開催の取締役会14回の うち14回(100%)、監査役会17回 のうち17回(100%)出席し、金 融機関における長年の経験を生か して、発言を行いました。
江	7F	iin.	诅.	仅	小	ЛП	憲	久	当事業年度開催の取締役会14回の 14回(100%)、監査役会17回のう ち17回(100%)出席し、弁護士 としての専門的見地からの発言を 行いました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。

Ⅳ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき報酬等の額

57,500千円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額 61,350千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人からの見積書および担当部署による査定の内容を精査した結果、前年実績・監査品質・監査計画時間を鑑み妥当であると全員が合意し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。
 - 3. 当社の重要な子会社のうち、Sankyu(Singapore)Pte.Ltd.(シンガポール)、上海経貿山九儲運有限公司(中国)、Sankyu S/A(ブラジル)をはじめとした海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社および一部の連結子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条 第1項の業務以外の業務(非監査業務)である財務に係る調査を委託し、対価 を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取 締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅴ. 会社の体制および方針

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

1. 内部統制システム

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「倫理規程」「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っている。
 - ②取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて書面決議も含め随時開催している。取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は、監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図る。
 - ③反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行ってはならない旨規定している。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「情報管理基本規程」に基づき、当社のすべての情報の適切かつ円滑な保護、管理及び活用を図っている。また、同規程の下位規程である「文書管理規程」「電子情報管理規程」及び「稟議規程」に基づき保存及び管理について適切かつ確実に実施している。法定備置書類については、法令及び「文書管理規程」に定められた期間内は閲覧可能な状態を維持している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社が日常的に対象とする経営・品質、法的、事故・災害・地震・風水害、人権・個人、環境、IT情報、財務、海外・カントリーリスク等に係るリスク案件(関係会社を含む。)について「リスクマネジメント規程」に基づき各所管部署において潜在リスクを洗い出し、把握、評価して適切な対策を立て、報告または審議する必要があると判断される案件は、所定のレポートラインに従って経営企画部へ定期的に報告している。

- ②経営企画部に報告された各リスク案件で審議する必要があると判断された ものは、年2回、社長、代表取締役及び社長が指名した者により構成され る経営会議で報告させ、総合的に対応策を検討している。特に、重要な案 件については、取締役会に報告している。
- ③当社が会社の経営(関係会社を含む。)や役職員の危機に伴い、緊急の行動をとる事態が発生した場合には「クライシスマネジメント規程」に基づきその対応及び拡大を防止している。組織対応として代表取締役を本部長とする特別対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーを加えた組織の下で迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努める体制を整えている。
- ④事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画(BCP)」を策定している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行う。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入している。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」 において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め ている。
- ③取締役会は、あらかじめ「稟議規程」を定めており、取締役会に付議しなくてよい事案については、権限委譲による効率的な業務を遂行している。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」を制定している。取締役会は、コンプライアンス体制を構築・維持し、コンプライアンスの実現確保を図っている。この体制を推進するために、代表取締役を委員長とするグループ全体を統括するコンプライアンス委員会を設置、また下部体制として各部門担当役員等を委員長とするコンプライアンスサブ委員会を設置し、推進体制の充実を図っている。また、環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を推進している。
- ②当社及びグループの内部通報制度である「さんきゅうホットライン」を設置し、法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。
- ③コンプライアンスを徹底させるため役員・階層別・職種別研修会を実施している。

- ④内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施している。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っている。また、内部監査部は、社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っている。
- ⑤法律等が改正・変更になった場合には、法務部及び総務・CSR部が中心 となり当社に関係がある内容について、規程の新規作成・改定、社内通達 及びその徹底を図るための社内教育等の必要な施策を講じている。
- ⑥金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するため、内部統制基本 方針を定め、この基本方針に基づく「内部統制規程」を制定し、財務報告 に係る内部統制に関する体系を明確にするとともに、体制、責任者、実施 内容等の基本項目を定めて適切な運用を図っている。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務 の適正を確保するための体制

- ①グループ全体として、業務の適正を確保するため、「関係会社管理運営規程」に則り、当社と関係会社が相互に協調することにより総合力を発揮している。経営管理においては、グループ経営の基本方針を定めるとともに、「関係会社管理運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度を徹底する。必要に応じてモニタリングも実施する。また、関係会社社長会議を開催し、情報交換や情報共有化を図っている。
- ②子会社との情報交換、人事交流をはじめ、子会社との連携体制を確立して いる。
- ③子会社が当社からの経営管理や経営指導内容に背き法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた当社責任者(コンプライアンス統括責任者を含む。)は、速やかに各所管部署に報告し是正を求めるとともに、コンプライアンス委員会及び監査役(子会社と当社)に報告する。また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ④当社の経営管理や経営指導内容が、法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた責任者(コンプライアンス統括責任者を含む。)は、コンプライアンス委員会及び監査役(当社と子会社)に報告し是正を求める。また、双方の監査役は、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ⑤内部通報制度をグループ会社全体を対象とした制度として位置付け、適切 な運営を行っている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から補助すべき使用人の配置要請があった場合は、その人選については、監査役会と協議の上、同意を得て配置することとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性 の確保に関する事項

補助すべき使用人を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、 当該使用人の業務遂行は、監査役の指揮命令に従うものとする。また、当 該使用人に係る人事異動・人事評価・懲戒処分等は監査役会の同意を得な ければならないものとする。

(9) 監査役への報告に関する体制

- ①当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
 - a. 取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項 については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があっ た場合は、更なる報告をしなければならない。
 - b. 監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執 行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の 状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言ま たは勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適 時に講じることができる。
 - c. 内部通報制度を通じて得た法令違反その他コンプライアンス上の問題は、 監査役へ報告を行う。
- ②子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制 子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、子会 社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度 報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしな ければならない。
- (10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告者や内部通報者に対しては、当該報告をしたことを理由に 不利な取扱いを行わない。 (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合の費用については、会社に請求することができる。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①内部監査部が行う内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役監査の実効性を高めるとともに必要に応じて、監査役は、公認会計士、弁護士等の外部専門家の意見を聴取して監査の実効性を確保する。
- ②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス規程に従い、グループ全体を統括するコンプライアンス委員会、その下部組織として各事業本部および各エリア等にコンプライアンスサブ委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化を図っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を3回開催し、コンプライアンスに関する重要事項等の審議および事前に開催したコンプライアンスサブ委員会の報告事項等の報告を行いました。

(2) リスク管理体制

リスクマネジメント規程に従い、各所管部署において潜在リスクを洗い出し、必要があると判断された案件については、経営会議において年2回報告し、総合的に対応策を検討いたしました。

また、事業継続計画(BCP)を策定しており、その周知および実効性の向上を図るため、大規模地震を想定した全社防災訓練を実施いたしました。

(3) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役14名で構成されており、取締役会規程に従い適切に運営されております。当事業年度においては、14回開催され、重要事項の決定および取締役相互の業務執行状況の監督等を行いました。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度においては、17回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議および決議を行いました。

また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や、代表取締役との 定期的な会合、内部監査部との情報交換等により、監査の実効性の確保に 努めております。

(5) 内部監査の実施

監査規程に従い、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門および子会社についての業務・会計等の監査を実施いたしました。内部監査の結果は、監査担当役員の承認を得て、年2回定期的に取締役会に報告しております。また、監査役にも報告し、監査役との連携を図っております。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示 単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

1			(単位:白万円)
科目	金額	科目	金 額
料 目 (資産の部) 流動資産 現金 及び売掛金 受取手形及び売掛券 未成作のの証 出資産 未のの延 税 金 ぞ 例 明 当 金 貸 倒 引 当 金	金 179, 484 26, 195 135, 506 2, 126 3, 617 1, 523 3, 280 7, 322 △88	科 (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (負債の) (負責) (長期) (長期) (共成延)	金 127, 504 72, 742 14, 452 3, 745 7, 736 788 5 6, 333 362 3 73 21, 261
固定 資産 産産 産	203, 963 144, 645 59, 154 15, 480 59, 380 7, 112 599 2, 918 11, 192 6, 145	固	93, 062 32, 000 16, 054 5, 511 523 4, 545 198 30, 053 2, 082 2, 093 220, 566
そ の 他 投資その他の資産 投資 有価 証券 退職給付に係る資産 繰延税 金資産 で 他 貸 倒 引 当 金	5, 046 48, 125 24, 159 5, 133 7, 650 12, 653 △1, 470	(純資産の部) 株 資産の本 金金金金式 本 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗	156, 770 28, 619 12, 726 124, 120 △8, 696 2, 966 5, 603 △79 △1, 317 △2, 155 916 3, 144
資 産 合 計	383, 448	負債・純資産合計	383, 448

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

	科		目	金	額
売	上	高			510, 027
売	上 原	価			463, 563
	売 上 総	利 益	•		46, 463
販	売費及び一般管	管理費			19, 376
	営業	利 益	E		27, 086
営	業 外 収	益			
	受	取	利 息	452	
	受 取	酉己	当 金	431	
	為	替	差 益	447	
	持分法	による	投資 利益	91	
	そ	\mathcal{O}	他	1, 354	2, 777
営	業 外 費	用			
	支	払	利 息	. 783	
	そ	\mathcal{O}	他	1, 014	1, 798
	経 常	利 益	•		28, 066
特	別利	益			
	助 成	金	収 入	. 788	788
特	別 損	失			
	固定資		売 却 損	418	418
	税金等調整前	当期純利益	E		28, 435
	法人税、		とび事業税	10, 766	
			調整額	<u>△</u> 611	10, 155
	当 期 純	利 益			18, 279
	非支配株主	に帰属する	5 当期純利益		70
	親会社株主に帰属す	する当期純利益	*		18, 208

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 $\begin{pmatrix} 1 & \Psi d 28 \Psi 4 \ F 1 \ F \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 1 & \Psi d 28 \Psi 4 \ F 1 \ F \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 1 & \Psi d 28 \Psi 4 \ F 1 \ F \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} 1 & \Psi d 28 \Psi 4 \ F 1$

株 主 資 本 沓 本 金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 株主資本合計 12,726 △8,668 期 首 残 高 28,619 110,754 143, 432 連結会計年度中の変動額 剰余金の配当 △4,842 △4,842 18, 208 18, 208 親会社株主に帰属する当期純利益 自己株式の取得 $\triangle 28$ $\triangle 28$ 0 自己株式の処分 0 0 土地再評価差額金の取崩 $\triangle 1$ $\triangle 1$ 株主資本以外の項目の 使用 連結会計年度中の 変動額(純額) 連結会計年度中の変動額合計 0 13, 365 $\triangle 28$ 13, 337 12,726 156,770 末 残 高 28,619 124, 120 $\triangle 8,696$

		その他の包括利益累計額						
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非 支 配 株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	2,660	△179	△1, 319	△790	739	1, 111	3, 212	147, 756
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△4, 842
親会社株主に帰属 する当期純利益								18, 208
自己株式の取得								△28
自己株式の処分								0
土地再評価差額金の取崩								△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	2, 943	99	1	△1, 365	176	1, 855	△67	1, 787
連結会計年度中の変動額合計	2, 943	99	1	△1, 365	176	1, 855	△67	15, 125
当 期 末 残 高	5, 603	△79	△1, 317	△2, 155	916	2, 966	3, 144	162, 881

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表 (章 平成28年4月1日) 至 平成29年3月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

56社

主要な連結子会社の名称

㈱山九海陸

山九重機工㈱

(株)スリーエス・サンキュウ

山九プラントテクノ㈱

日本工業検査㈱

㈱インフォセンス

Sankyu (Singapore) Pte. Ltd.

P. T. Sankyu Indonesia International

Sankyu S/A

前連結会計年度において、連結子会社であった全国検査サービス㈱は、日本工業検査㈱を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱扶桑工業

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 2社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

(関連会社)

サンネット物流㈱

IPサンキュウグローバルロジスティクス㈱

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

協和海運㈱、㈱沖永開発

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に 見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の28社の事業年度の末日は12月31日であります。

Sankvu (Singapore) Pte. Ltd.

P. T. Sankvu Indonesia International

Sankvu S/A

上海経貿山九儲運有限公司 他 海外連結子会社 24社

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ②時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ①未成作業支出金 個別法による原価法
 - ②その他のたな卸資産 主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 (リース資産を除く)
 - a 建

物 主として定額法

b その他の有形固定資産 主として定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物15年~50年、機械装置5年~17年となっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽衡であります。

②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

- (5) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員に対す

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④工事損失引当金

受注工事の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。

60役員退職慰労引当金

連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法 については、給付算定式基準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部に おけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として 処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益 および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定 および非支配株主持分に含めております。

(8) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(9) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延へッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約に ついては振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金

b. ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建金銭債務

③ヘッジ方針

当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

比率分析によっております。

(10)のれんの償却方法及び償却期間

5~10年間で均等償却しております。

(11)消費税等の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を 当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. その他のたな卸資産

販売用不動産 11百万円 蔵 1,512百万円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 159,981百万円

担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産(帳簿価額)は、次のとおりであります。

(財団抵当)

下記の有形固定資産は、港湾運送事業財団、工場財団を組成し、短期借入金の担保に供しておりま

〈担保に供している資産〉

+: 21,620百万円 建物及び構築物 3,850百万円 機械装置及び運搬具 20百万円 25,492百万円 〈担保されている債務〉

短期借入金

1百万円

(個別担保)

下記の資産(帳簿価額)は、長期借入金及び短期借入金の担保に供しております。

〈担保に供している資産〉

+: 280百万円 建物及び構築物 136百万円 計 417百万円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

4. 保証債務

従業員及び関係先等の銀行借入他に対する

保証額 5. 手形債権流動化に伴う買戻し義務額

買戻し義務額 1,157百万円

土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負 債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上 しております。

1,287百万円

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2 再評価の方法 条第4号に定める「地価税法」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基 礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法によ り算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

平成14年3月31日 再評価を行った日

再評価を行った土地の当連結会計年度末に

おける時価と再評価後の帳簿価額との差額 △11,005百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式	773 E PIO V 35X	- HWENNE COX	1945 PH- Q 94	1 22/14/10-13/1
普通株式	326, 078, 030	_	_	326, 078, 030
自己株式				
普通株式	23, 447, 477	43, 116	200	23, 490, 393

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

43,116株 200株

単元未満株式の買増請求による減少

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,349(注)1	11.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年10月27日 取締役会	普通株式	1,522(注)2	5. 00	平成28年9月30日	平成28年12月12日

- (注) 1. 連結子会社が所有している自己株式に係る配当金20百万円を含めております。
 - 2. 連結子会社が所有している自己株式に係る配当金9百万円を含めております。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,131(注)	利益剰余金	7. 00	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(注) 連結子会社が所有している自己株式に係る配当金12百万円を含めております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達についてはグループCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)によるグループ資金の有効活用を図る一方、必要な資金を効率的に調達することとし、主に銀行借入やコマーシャル・ペーパー及び社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の 金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施しており、支払利息の固定化を実施しております。 なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

				7 . H /4 / 1/
	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差	額
(1) 現金及び預金	26, 195	26, 195		_
(2) 受取手形及び売掛金	135, 506	135, 506		_
(3) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	20, 592	20, 592		_
(4) 支払手形及び買掛金	(72, 742)	(72, 742)		_
(5) 短期借入金	(7, 172)	(7, 172)		_
(6) 未払法人税等	(7, 736)	(7, 736)		_
(7) 社債	(32, 000)	(32, 271)		271
(8) 長期借入金	(23, 334)	(23, 421)		87
(9) リース債務	(9, 257)	(9, 040)		$\triangle 217$
(10)デリバティブ取引	(114)	(114)		_

- (*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券
 - これらの時価について、株式は取引所等の価格によっております。
- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年以内に返済される長期借入金 (7,279百万円) は長期借入金に含めております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) 長期借入金及び(9) リース債務
 - これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (10)デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 非上場株式等(連結貸借対照表計上額5,692百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

法定実効税率

保延忧並貝庄	
退職給付に係る負債	8,891百万円
税務上の繰越欠損金	4,619百万円
賞与引当金	1,748百万円
有価証券評価損	899百万円
資産除去債務	635百万円
その他有価証券評価差額金	605百万円
未払事業税	494百万円
減損損失	445百万円
賞与引当金にかかる社会保険料	286百万円
ゴルフ会員権評価損	265百万円
貸倒引当金	219百万円
その他	1,732百万円
繰延税金資産小計	20,843百万円
評価性引当額	△4,885百万円
繰延税金資産合計	15,958百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,322百万円
退職給付に係る資産	△1,565百万円
時価評価差額	△606百万円
のれん等	△319百万円
資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額	△218百万円
その他	△523百万円
繰延税金負債合計	△5,555百万円
繰延税金資産の純額	10,402百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

30.7%

(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5%
のれん償却額	1.2%
申告差額	1.0%
住民税均等割額	0.9%
評価性引当額の増減額	0.1%
連結子会社の税率差異	△0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
震災特例法による特別控除	△0.5%
その他	0.2%
税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率	35. 7%

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

借地上の建物の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年~50年と見積り、割引率は主として2.23%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,026百万円
時の経過による調整額	33百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	52百万円
その他増減額 (△は減少)	△29百万円
期末残高	2,082百万円

(1株当たり情報に関する注記)

 1. 1 株当たり純資産額
 527円90銭

 2. 1 株当たり当期純利益
 60円17銭

(重要な後発事象)

単元株式数の変更および株式併合

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月28日開催予定の定時株主総会に、株式の併合に関する議案を付議することを決議致しました。

1. 単元株式数の変更および株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更することと致しました。これにあわせて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うものであります。

2. 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

- 3. 株式併合の内容
 - (1) 併合する株式の種類 普通株式
 - (2) 併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月29日)現在の

株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、5

株につき1株の割合で併合致します。

(3) 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	326, 078, 030株
併合により減少する株式数	260, 862, 424株
併合後の発行済株式総数	65, 215, 606株

- (注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。
- (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第235条の定めに基づき端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払い致します。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行可能株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29年10月1日をもって、発行可能株式総数を変更致します。

変更前の発行可能株式総数	1,000,000,000株
変更後の発行可能株式総数	200,000,000株

4. 単元株式数の変更および株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年4月28日
定時株主総会決議日	平成29年6月28日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1 株当たり情報は以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	2,639円51銭
1株当たり当期純利益	300円86銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

山九株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 村 之即 増 TF. 業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 H. \blacksquare 知 節印 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 吉 貴 印 原

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山九株式会社の平成28年4月1日か ら平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損 益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連 結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類 に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認めら れる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づ き監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実 施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な 虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性に ついて意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況 に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部 統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者 によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含ま れる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に準拠して、山九株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係 る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

> 以 上

貸 借 対 照 表 (平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

₹	A	<i>₹</i> 1	(単位:日万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	117, 600	流 動 負 債	114, 331
現金及び預金	5, 489	支 払 手 形	4, 185
受 取 手 形	3, 659	買 掛 金	54, 391
売 掛 金	91, 479	短期借入金	22, 500
未成作業支出金	2,672	1年内返済予定の長期借入金	6, 854
その他のたな卸資産	1, 367	リース債務	2, 357
前 払 費 用	580	未 払 金	2, 796
繰延税金資産	2, 554	未払法人税等	5, 838
短期貸付金	388	未払消費税等	3, 402
関係会社短期貸付金	5, 789	未払費用	3, 077
未 収 入 金	977	未成作業受入金	312
その他	2,661	預り金	2, 409
貸 倒 引 当 金	△20	前受収益	2, 403
		当	5, 670
固定資産	189, 326	日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本	326
有形固定資産	119, 561	役 員 賞 与 引 当 金 完成工事補償引当金	326 47
建物	48, 077		125
構築物	2, 151		
機械装置	6, 522	固定負債	81, 330
船车车车	239	社 债	32, 000
車両運搬具工具器具備品	1, 506	長期借入金	14, 961
工具器具備品	1, 698	リース債務	3, 405
出 地	53, 575	退職給付引当金	23, 850
リース資産 建設仮勘定	5, 258 532	再評価に係る繰延税金負債	4, 545
無形固定資産	4, 754	資産除去債務	2,070
		そ の 他	496
	1, 199 2, 711	負債合計	195, 661
リ ソ フ ト ウ ェ ア	256	(純資産の部)	100 157
電話加入権	175	株 主 資 本	106, 157
そ の 他	411	資 本 金	28, 619
投資その他の資産	65, 010	資本剰余金	12, 397
投資有価証券	17, 056	資本準備金	11, 936
関係会社株式	26, 743	その他資本剰余金	461
出資金	12	利益剰余金	72, 889
関係会社出資金	3, 773	利益準備金	310
長期貸付金	72	その他利益剰余金	72, 579
従業員に対する長期貸付金	1	固定資産圧縮積立金	982
関係会社長期貸付金	4, 401	別途積立金	57, 400
破産更生債権等	731	繰越利益剰余金	14, 196
長期前払費用	921	_ 自	△7, 748
前払年金費用	2, 029	評価・換算差額等	5, 106
差入保証金	4, 160	その他有価証券評価差額金	6, 503
差 入 保 証 金 繰 延 税 金 資 産	4, 860	繰延ヘッジ損益	△79
その他	1, 052	土地再評価差額金	△1, 317
貸倒引当金	∆806	純 資 産 合 計	111, 264
資 産 合 計	306, 926	負債・純資産合計	306, 926
(注) 到 4 人類注 3 丁田:	七半の世界を団の		,

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

	科			目		金	額
売	上		高				371, 062
売	上	原	価				340, 961
5	는 上	総	利 益				30, 100
販売費及び一般管理費						11, 485	
Ż	営 業	利	益				18, 615
営	業外	収	益				
	受	取	#	[1]	息	148	
	受	取	西己	当	金	829	
	受	取	賃	貸	料	259	
	そ		\mathcal{O}		他	345	1, 581
営	業外	費	用				
	支	払	君	[1]	息	481	
	社	債	君	[1]	息	154	
	債 権	流	動 化	手 数	料	156	
	そ		\mathcal{O}		他	523	1, 316
糸	圣常	利	益				18, 880
特	別	利	益				
	助	成	金	収	入	788	788
特	別	損	失				
	固気	官 資	産	余 却	損	205	205
利	说 引 前	当 期 統	屯 利 益				19, 463
	法人和	锐、 住	民 税 及	び事業	税	6, 996	
	法	人税	等	周整	額	△665	6, 330
<u>=</u>	当 期	純	利 益				13, 133

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 平成28年4月1日) 平成29年3月31日)

28,619

11,936

461 12, 397

期

末残

(単位:百万円) 資 本 主 資本剰余金 剰 利 益 余 金 株主 その他利益剰余金 その他 資 本 資 本 剰余金 自己 利益 資本金 資 本 利 益 固定資産 別 途 繰 越 剰余金 準備金 E 縮積立金 剥余金 合 計 額 立金 64 608 資本 株式 合計 準備金 剰余金 合 計 期 首 残 高 28,619 11,936 461 12, 397 310 455 51, 400 12, 463 64, 628 △7, 720 97, 925 事業年度中の変動額 別途積立金の積立 6,000 \triangle 6,000 剰余金の配当 $\triangle 4,871$ △4,871 △4,871 当期純利益 13, 133 13, 133 13, 133 自己株式の取得 $\triangle 28$ $\triangle 28$ 自己株式の処分 0 0 固定資産圧縮積立金の積立 544 $\triangle 544$ 固定資産圧縮積立金の取崩 △17 17 土地再評価差額金の取崩 $\Delta 1$ $\triangle 1$ $\Delta 1$ 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) 事業年度中の変動額合計 0 0 526 6,000 1,733 8,260 $\triangle 28$ 8, 232

	許	F 価 ・ 換	算差額	等	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	4, 316	△179	△1,319	2,818	100, 744
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立					
剰余金の配当					△4,871
当 期 純 利 益					13, 133
自己株式の取得					△28
自己株式の処分					0
固定資産圧縮積立金の積立					l
固定資産圧縮積立金の取崩					l
土地再評価差額金の取崩					△1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2, 187	99	1	2, 287	2, 287
事業年度中の変動額合計	2, 187	99	1	2, 287	10, 520
当 期 末 残 高	6, 503	△79	△1, 317	5, 106	111, 264

310

982 57, 400

14, 196

72, 889 \(\times 7, 748 \) 106, 157

⁽注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表 $\left(egin{matrix} \mathbb{A} & \mathbb$

(重要な会計方針に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの 期末日の市場価格等による時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの 移動平均法による原価法

- 2. デリバティブの評価基準及び評価方法
 - 時価法
- 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成作業支出金 個別法による原価法
- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - ①建 物 定額法
 - ②その他の有形固定資産 主として定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しており

なお、主な耐用年数は、建物15年~50年、機械装置 5 年~17年となっております。 (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法
 - なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。
- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸 倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

- (2) 賞与引当金
 - 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の将来の損失に備えるため、当事業年度末における未成工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を 控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上してお ります。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については 工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しておりま す。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原 価比例法によっております。

- 8. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている 為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

①ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金

②ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

比率分析によっております。

9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

10. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」に区分掲記しておりました「為替差損」(前事業年度 475百万円)は重要性が乏しくなったため、当事業年度において、「営業外費用」の「その他」 に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「営業外費用」の「その他」に含まれる「為替差損」は104百万円であります。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. その他のたな卸資産

販売用不動産 11百万円 貯 蔵 品 1,356百万円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 122,395百万円

3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権

4.127百万円

4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務

43,391百万円

5. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産(帳簿価額)は、次のとおりであります。(財団抵当)

下記の有形固定資産は、港湾運送事業財団、工場財団を組成し、短期借入金の担保に供しております。

〈担保に供している資産〉

 土
 地
 21,620百万円

 建
 物
 3,809百万円

 構
 築
 物
 40百万円

 機
 被
 装
 置

 車両運搬具
 0百万円

 合
 計
 25,492百万円

〈担保されている債務〉

短期借入金 1百万円

6. 保証債務

従業員及び関係会社等の銀行借入他に対 する保証額 4,138百万円

7. 手形債権流動化に伴う買戻し義務額

買戻し義務額 1,157百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売 上 高 5,434百万円 仕 入 高 62,727百万円 営業取引以外の取引による取引高の総額 2,762百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	21, 603, 477	43, 116	200	21, 646, 393

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。 単元未満株式の買取による増加 43,116株 単元未満株式の買増請求による減少

200株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資	蘣

退職給付引当金	6,658百万円
賞与引当金	1,740百万円
有価証券評価損	878百万円
資産除去債務	631百万円
減損損失	376百万円
ゴルフ会員権評価損	252百万円
賞与引当金にかかる社会保険料	285百万円
貸倒引当金	195百万円
その他	923百万円
繰延税金資産小計	11,942百万円
評価性引当額	△1,605百万円
繰延税金資産合計	10,336百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,272百万円

資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額 △218百万円 その他 △431百万円 繰延税金負債合計 △2,921百万円 繰延税金資産の純額 7,415百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間の差 異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
住民税均等割額	1.1%
評価性引当額の増減額	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8%
震災特例法による特別控除	△0.7%
その他	0.5%
税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率	32.5%

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役の議と 受の で者の所る当のを で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	摂陽倉庫㈱	当社代中で表取公の近の % をおりてもます。	設備の賃借	営業取引 (設備の賃借)	73		_

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

設備の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、毎期交渉の上、契約により金額を決定しております。

(注2) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっているため、取引金額には消費税等を含んでおりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1 株 当 た り 純 資 産 額

2. 1株当たり当期純利益

365円48銭 43円14銭

(重要な後発事象)

単元株式数の変更および株式併合

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成29年6月28日開催予定の定時株主総会に、株式の併合および定款一部変更について付議することを決議致しました。

1. 単元株式数の変更および株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所および福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更することと致しました。これにあわせて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うものであります。

2. 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

- 3. 株式併合の内容
 - (1) 併合する株式の種類 普通株式
 - (2) 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月29日)現在の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合で併合致します。

(3) 併合により減少する株式数

M L (C & 7 1% 2) 3 W L (S)	
併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	326, 078, 030株
併合により減少する株式数	260,862,424株
併合後の発行済株式総数	65, 215, 606株

- (注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の 発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。
- (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第235条の定めに基づき端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払い致します。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行可能株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、発行可能株式総数を変更致します。

変更前の発行可能株式総数	1,000,000,000株
変更後の発行可能株式総数	200,000,000株

4. 単元株式数の変更および株式併合の日程

_	元が元数の友文もよりが元所古の日生	
	取締役会決議日	平成29年4月28日
	定時株主総会決議日	平成29年6月28日(予定)
	単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
	株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

5. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	1株当たり純資産額	1,827円41銭
F	1株当たり当期純利益	215円68銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

山 九 株 式 会 社 取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 公認会計士 増 村 正 之 印業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之 印

指定有限責任社員 公認会計士 上 田 知 範 印業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山九株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の 上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社に赴き事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると 認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

平成29年5月15日

常勤監査役 島田正彦印

山九株式会社監査役会

常勤監査役 和知啓彦印

常勤監査役(社外監査役) 武 田 敬一郎 印

社外監査役 小川憲久印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては、株主の皆様への利益還元と将来の事業展開に備えた財務体質の強化を勘案し、決定することを基本方針としております。

当期の期末配当等につきましては、当期の事業における成果と今後の事業競争力と財務体質の強化を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金7円 総額 2,131,021,459円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月29日
- 2. 剰余金の処分に関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額 別涂積立金 9,000,000,000円
 - (2)減少する剰余金の項目およびその額繰越利益剰余金9,000,000,000円

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、中間配当金を含めた1 株当たりの当期の年間配当額は12円になります。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更することといたしました。これにあわせて、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行うものであります。

2. 併合の内容

当社の株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法の 定めに基づき端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金 銭をお支払いいたします。

- 株式併合の効力発生日 平成29年10月1日
- 4. 効力発生日における発行可能株式総数 2 億株

<ご参考>

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、 当社定款の一部が次のとおり変更されます。

(下線け変更部分を示します)

	(下版は及文師力を介しよう。)
現行定款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、10億	第6条 当会社の発行可能株式総数は、2億
<u>株</u> とする。	<u>株</u> とする。
}	}
<第7条 省略>	<第7条 現行どおり>
}	}
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、1,000株と	第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とす
する。	る。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合には、株式併合の 効力発生前にお手続きを頂くことで端数株式の処分を受けないようにすること も可能です。詳しくは53ページから54ページに記載しております「単元株式数 変更および株式併合についてのQ&A」をご覧ください。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役 中村公一、中村公大、吾郷康人、美好秀樹、池上僚一、米子哲朗、平栗直樹、堀啓二郎の8氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役 細井研二氏につきましては、本総会終結の時をもって辞任の申し出がありましたので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号			担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	なか むら きみ かず 中 村 公 一 (昭和24年9月30日生)	昭和56年6月 昭和59年6月 昭和60年6月 昭和61年3月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社代表取締役副社長 当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 CEO(現在)	1, 017, 000株
2	なか むら きみ ひろ 中 村 公 大 (昭和51年8月16日生)	平成14年4月 平成21年4月 平成23年5月 平成23年6月 平成24年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成26年4月	当社入社 当社千葉支店長 当社経営企画副担当兼経営企画部長 当社報行役員 当社経営企画副担当兼経営企画部長 兼事業・エリア管掌補佐 当社エリア統括 当社取締役兼執行役員 当社代表取締役専務取締役 当社事業・エリア管掌兼エリア統括 当社代表取締役社長 COO (現在)	118,000株
3	あ ごう やす と 吾 郷 康 人 (昭和33年2月2日生)	平成23年4月 平成25年4月 平成25年6月 平成25年7月 平成26年4月 平成27年4月 平成28年4月	新日本製鐵㈱(現 新日鐵住金㈱) 入社 同社執行役員(大分製鐵所長委嘱) 当社入社 当社顧問 当社取締役兼常務執行役員 当社経営企画担当付(特命事項担当) 当社事業・エリア管掌付(特命事項 担当) 当社代表取締役専務取締役 当社管理管掌兼安全・環境統括 当社管理管掌兼技術・開発本部長 CTO兼安全・環境統括 当社代表取締役副社長(現在) 当社CTO兼技術・開発本部長(現在)	21, 000株

候補者 番 号		略歴、地位	、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
		昭和53年4月 平成13年4月 平成17年4月 平成20年4月	当社入社 当社千葉支店長 当社周南支店長 当社プラント・エンジニアリング 事業本部副本部長兼メンテナンス 事業部長	
4	み よし ひで き 美 好 秀 樹 (昭和31年1月6日生)	平成20年6月 平成23年6月 平成25年4月	当社執行役員	27,000株
		平成25年6月 平成28年4月	当社取締役兼常務執行役員 当社代表取締役専務取締役(現在) 生社事業・エリア管掌兼エリア統 括兼安全・環境統括(現在)	
		昭和55年4月 平成16年7月	新日本製鐵㈱(現 新日鐵住金㈱) 入社 同社建材事業部堺製鐵所総務部長	
5	いけ がみ りょう いち 池 上 僚 一 (昭和30年5月14日生)	平成21年4月平成24年6月	同社監査役事務局部長 当社入社 当社執行役員 当社ビジネス・ソリューション 事業本部副本部長	14,000株
		平成25年4月 平成25年6月	当社常務執行役員 当社ビジネス・ソリューション 事業本部長(現在) 当社取締役兼常務執行役員(現在)	
		昭和53年4月	当社入社	
		平成14年4月 平成19年4月	当社横浜支店長 当社ロジスティクス・ソリューション 事業本部副本部長	
	よな ご てっ ろう 米 子 哲 朗 (昭和30年7月3日生)	平成19年6月	当社執行役員	
6		平成21年4月	当社ロジスティクス・ソリューション 事業本部副本部長兼港運部長	
		平成22年4月	当社ロジスティクス・ソリューション 事業本部副本部長	28,000株
		平成25年4月	当社事業・エリア管掌付(特命事項 担当)	
		平成25年6月	当社取締役兼執行役員	
		平成26年4月	当社取締役兼常務執行役員(現在) 当社ロジスティクス・ソリューション 事業本部長	
		平成29年4月	当社人事・労政担当(現在)	

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
7	ほり けいじろう 堀 啓二郎 (昭和20年5月16日生)	昭和43年4月 岩井産業㈱(現 双日㈱)入社 平成11年6月 日商岩井㈱(現 双日㈱)監査役 平成13年6月 同社執行役員主計部長 平成14年6月 同社常務執行役員 平成15年4月 同社代表取締役専務執行役員 CFO 当社取締役(現在)	0株
8	※ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	昭和55年4月 当社入社 平成15年7月 上海経貿山九儲運有限公司社長 (当社海外エリア統括部海外出向) 平成20年4月 当社航空貨物部長 平成20年7月 アサンキュウグローバルロジスティクス(株)社長(当社人事部出向) 平成24年6月 当社ロジスティクス・ソリューション事業本部副本部長兼中国事業部長 平成26年4月 当社ロジスティクス・ソリューション事業本部副本部長兼中国事業部長兼華東統括 平成27年4月 当社ロジスティクス・ソリューション事業本部副本部長兼中国・東アジア事業部長兼華東統括 平成29年4月 当社ロジスティクス・ソリューション事業本部副を兼中国・東アジア事業部長兼華東統括 平成29年4月 当社ロジスティクス・ソリューション事業本部長(現在)	13,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印を付した候補者は、新任の取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 堀啓二郎氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 社外取締役候補者とした理由および当社社外取締役としての在任期間 堀啓二郎氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取 締役として、これまで当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいており、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判 断いたしております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結 の時をもって2年であります。
 - (3) 社外取締役との責任限定契約について 堀啓二郎氏は現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で、会社法第 427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約 を締結しており、同氏再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であ ります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつ き善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額であります。
 - (4) 当社は、堀啓二郎氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 島田正彦、武田敬一郎の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	たけ だ けいいちろう 武 田 敬一郎 (昭和32年4月18日生)	昭和55年4月 三菱信託銀行㈱(現 三菱UFJ信 託銀行㈱)入社 平成24年6月 同社常務執行役員 平成25年6月 当社監査役(現在)	17,000株
2	※ まし だ のぶ ゆき 吉 田 信 之 (昭和33年6月29日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 当社経理部長 平成20年4月 当社九州エリア統括部長 平成24年4月 当社資金部長 平成25年4月 当社経営企画部長 平成28年4月 当社総務・CSR部長 平成29年4月 当社管理管掌付(現在)	11, 395株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印を付した候補者は、新任の監査役候補者であります。
 - 3. 監査役候補者吉田信之氏の所有する当社株式のうち、5,395株は当社従業員持株会を通じての保有分になります。
 - 4. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 武田敬一郎氏は、社外監査役候補者であります。
 - (2) 社外監査役候補者とした理由および当社社外監査役としての在任期間 武田敬一郎氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を 有しており、専門的な見地から監査役としての役割を果たすことが期待できる ためであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の 時をもって4年であります。
 - (3) 武田敬一郎氏は現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で、会社法 第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する 予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務 を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低限度額で あります。
 - 5. 当社は、武田敬一郎氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において同氏の選任が承認可決された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

以上

<ご参考> 単元株式数変更および株式併合についてのQ&A

Q1. 単元株式数とは何ですか。

A1. 単元株式数とは、株主総会での議決権の単位や、証券取引所での売買単位となっている株式数のことです。当社は今まで1,000株単位であったものを今回100株単位に変更致します。

Q2. 株式併合とは何ですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない株式とすることです。 今回当社は、5株を1株に併合する予定です。

Q3. 単元株式数変更と株式併合を行う理由は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、売買単位を100株に統一することを目指しており、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株とすることを定めました。当社は東京証券取引所及び福岡証券取引所へ上場する企業として、この趣旨を尊重し、且つ中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準(東京証券取引所が望ましいとする水準)、具体的には5万円~50万円に調整するため、単元株式数変更及び株式併合を行う予定です。

Q4. 株式併合によって株数が減少すると資産価値が下がってしまいませんか。

A4. 株式併合を行っても、会社の資産や資本の状況は変化しません。 従いまして株主様ご所有の当社株式における資産価値も変わりません。 具体的には下記例示をご覧下さい。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000株	200株	5分の1に減少
株価	650円	3,250円	5 倍に増加
資産価値 (時価)	65万円	65万円	変化なし

Q5. 所有株式と議決権はどうなりますか。

A 5. 今回の単元株式数変更と株式併合による株主様の所有株式と議決権の変化を 下記にて例示致します。

	効力発生前		効力発生後			
	株式数	議決権個数	株式数	議決権個数	端数株式	
例①	2,300株	2個	460株	4個	なし	
例②	1,804株	1個	360株	3個	0.8株	
例③	1,000株	1個	200株	2個	なし	
例④	550株	なし	110株	1個	なし	
例⑤	156株	なし	31株	なし	0.2株	
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.8株	

上記のとおり、1株に満たない端数株式が生じる場合がございます。(例②、⑤、⑥のような場合)この場合は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買い取りますので、端数株式が発生した株主様にはその処分代金または買取代金を、端数株式の割合に応じてお支払致します。

端数株式の処分代金または買取代金につきましては、平成29年12月下旬頃にお支払させて頂く予定です。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合(例⑥のような場合) は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となりますので、株主と しての地位を失うことになります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買い増し」または「単元 未満株式の買い取り」手続きをご利用頂けますと、端数株式の処分をうけな いようにすることも可能です。

具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q6. 受け取る配当金はどうなりますか。

A 6. 株主様が所有する当社株式は、株式併合により減少致しますが、株式併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定する予定ですので、株式併合を理由とした受取配当金総額に変化はございません。(業績変動その他要因による変化は除きます)

ただし、株式併合により生じた端数株式には配当が生じません。 具体的には下記例示をご参照下さい。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000株	200株	5分の1に減少
1株当たり配当金	11円	55円	5 倍に増加
受取配当金	11,000円	11,000円	変化なし

※当社株主名簿管理人:三菱UFI信託銀行株式会社 証券代行部(0120-232-711(通話無料))

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区勝どき六丁目5番23号

当社会議室

(代表電話 03-3536-3939)

交 通

- 地下鉄大江戸線「勝どき」下車
 - A3番出口から徒歩約7分
- 都営バス利用「豊海区民館入口」下車(バス停正面)

「JRおよび地下鉄連絡線の各バス停から、「豊海水産埠頭行き」をご利用ください。

東京駅 丸の内南口	有楽町駅前	銀座四丁目	築地	勝どき駅前	豊海区民館入口
【都04】 ○					O
(25)	(20)	(17)	(13)	(4)	
〈JR各線〉	〈JR山手線他〉	〈地下鉄日比谷〉 ・浅 草 線 他〉	〈地下鉄日比谷線他〉	〈地下鉄大江戸線〉	



- () 豊海区民館入口までの所要分数
- 〈 〉 JR·地下鉄連絡線



